

守り育てよう みんなの文化財

—第5回京都府指定・登録文化財等の紹介—



登録 木造日光菩薩・月光菩薩立像(西念寺・木津町)

はじめに

京都府教育委員会は、京都府文化財保護条例（昭和56年京都府条例第27号）に基づき、昭和62年4月15日付けで41件の文化財を指定・登録するとともに、3件の文化財を追加指定・登録しました。さらに、これらの文化財をその環境とあわせて保存するため、5件の文化財環境保全地区を決定しました。

この中には、知恩院の集会堂をはじめとする10棟の建物群や萬福寺^{しどう}祠堂をはじめとする13棟の建物群も含まれておりますが、このように多くの建物群を指定したのは、国の重要文化財に指定されている他の建物とあわせて、境内の主要建物を面的に保存していこうという考えからです。また、今回は、美術工芸品のなかではじめて歴史資料として旅籠^{はたご}松屋関係資料を登録したことも特記すべきことであります。

本紙が郷土の歴史や文化を考えていただくために少しでもお役に立てば幸いです。

昭和62年8月

表紙写真の説明

西念寺薬師堂内の厨子のなかに、本尊木造薬師如来坐像（平安時代・昭和58年府指定文化財）の脇侍として安置されている。

月光菩薩立像（写真左）の台座底面に記された墨書銘から、永年11年（1514）という造立年代を知ることができる。

技法的には、両像とも体幹部は一木造、頭部は前後に^は刳^いで玉眼^{がんにゅう}を^は嵌^め入^れし、体幹部^{はたご}に^は柄^え立^たてる。全体のプロポーションが整い、室町時代彫刻に

しばしばみられる鈍重さも無く、落ち着いた典雅な像である。南山城地方にのこる室町時代彫刻の基準作として貴重な作例である。（彫刻）

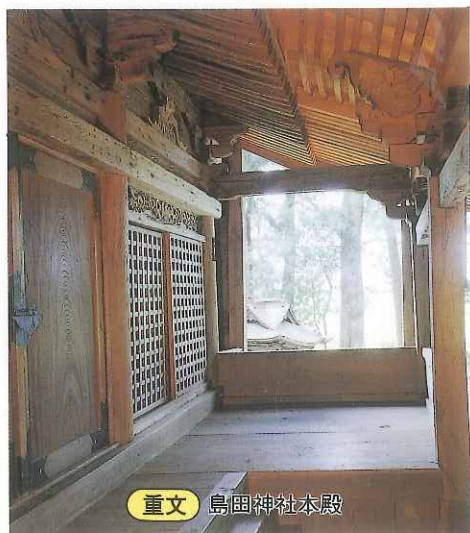
登録とは

国指定文化財、京都府指定文化財に含まれないもののうち、京都府の歴史、文化または自然を理解し、地域の特性を考えるために必要な文化財を、できるかぎり広範に保護する目的で設けられた他府県に例のない制度です。

お知らせ

昭和61年4月15日付、府指定有形文化財「島田神社本殿」（福知山市）及び「石田神

社境内社恵比須神社本殿」（綾部市）は、昭和62年6月3日付けで国の重要文化財に指定されましたので、同日付けで府指定は解除になりました。



重文 島田神社本殿



重文 石田神社境内社恵比須神社本殿

＝建造物＝

知恩院は、法然上人が開いた浄土宗総本山で、勢至堂（1530）をはじめ、江戸初期に徳川家康によって再建された本堂（御影堂）、経蔵、大・小方丈、唐門、三門が国の重要文化財に指定されている。今回、法然の遺骨を祀る御廟堂（慶長18年・1613）とその前にある御廟唐門、御廟拝殿、衆僧を収容する広大な空間をもつ集会堂（寛永12年・1635）、我国有数の規模を誇る大鐘楼（延宝6年・1678）、鎮守堂（寛永9年・1632）、伏見城より移建したという伝えをもつ黒門、そして寛永の復興期のものと思われる四脚門、南門、総門を府の指定とし、知恩院の伽藍を構成する歴史的建造物全体の保存を計ることとした。



指 知恩院黒門(京都市)



- | | | | | |
|-----------|------------|--------|--------|------|
| ① 勢至堂 | ⑤ 大方丈 | ⑨ 集会堂 | ⑬ 御廟拝殿 | ⑰ 黒門 |
| ② 経蔵 | ⑥ 小方丈 | ⑩ 大鐘楼 | ⑭ 鎮守堂 | ⑱ 総門 |
| ③ 三門 | ⑦ 唐門 | ⑪ 御廟堂 | ⑮ 四脚門 | |
| ④ 本堂（御影堂） | ⑧ 良正院本堂・表門 | ⑫ 御廟唐門 | ⑯ 南門 | |



指 知恩院御廟堂・唐門(京都市)



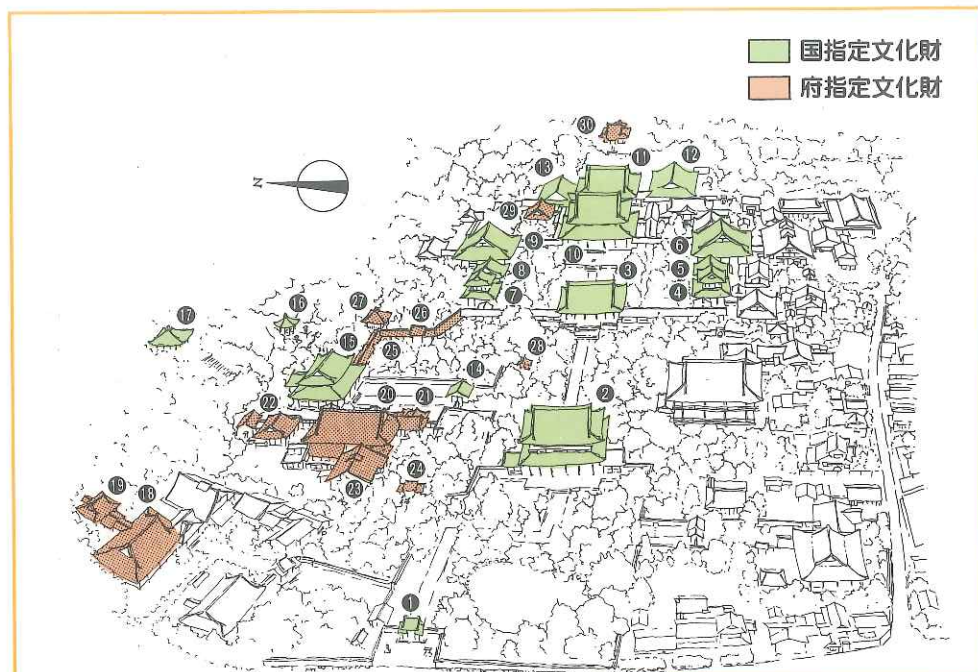
指 知恩院大鐘楼(京都市)

萬福寺は、明僧隱元が宇治の地に営んだ禅宗寺院で、寛文元年（1661）から延宝2年（1674）にかけて総門、三門、天王殿、大雄宝殿（仏殿）、法堂、東・西方丈、禅堂その他の諸建築が造営され、現在も中国の禅宗寺院をそのまま引き写した伽藍（がらん）を見ることができる。主要建物17棟がすでに重文指定を受けているが、今回、それ以外で、伽藍を構成するのに欠かせない13棟の建物について府指定の措置を取り、万全を計った。

祠堂は、延宝2年（1674）建立の位牌堂。威徳殿は、萬福寺創立の大檀越（だんおつ）徳川歴代將軍の位牌堂として元禄14年（1701）に建立。松隠堂客殿は、隱元が住した隠居所で、現在の建物は元禄7年（1694）に再建された方丈建築。庫裏と侍真寮を付属する。石碑亭は、石造の塔銘碑の覆堂で宝永5年（1708）の建立。その他鎮守堂（寛文7年・1667）、松隠堂裏門（寛文元年・1661）、松隠堂廊下（明和9年・1772）、鐘楼（明和9年・1772）が含まれる。



指 萬福寺松隠堂客殿 玄関(宇治市)



- ① 総門
- ② 三門
- ③ 天王殿
- ④ 鐘楼
- ⑤ 伽藍堂
- ⑥ 斎堂
- ⑦ 鼓楼
- ⑧ 祖師堂
- ⑨ 禅堂
- ⑩ 大雄宝殿
- ⑪ 法堂
- ⑫ 東方丈
- ⑬ 西方丈
- ⑭ 通玄門
- ⑮ 開山堂
- ⑯ 寿蔵
- ⑰ 舍利殿
- ⑱ 萬壽院客殿
- ⑲ 萬壽院開山堂
- ⑳ 松隠堂客殿
- ㉑ 松隠堂玄関
- ㉒ 松隠堂侍真寮
- ㉓ 松隠堂庫裏
- ㉔ 松隠堂裏門
- ㉕ 松隠堂廊下
- ㉖ 松隠堂鐘楼
- ㉗ 松隠堂石碑亭
- ㉘ 鎮守堂
- ㉙ 祠堂
- ㉚ 威徳殿



指 萬福寺威徳殿(宇治市)



指 萬福寺松隠堂石碑亭(宇治市)



① 清凉寺本堂(京都市)



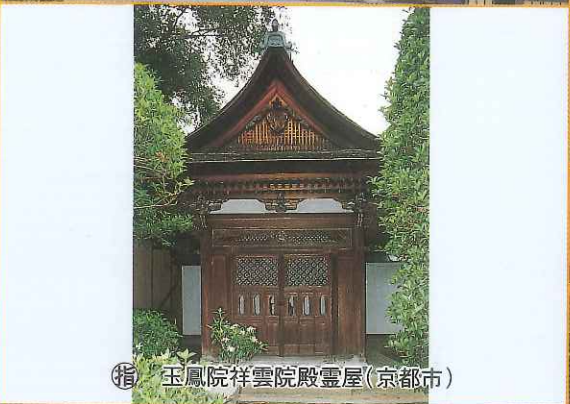
② 清凉寺多宝塔(京都市)



③ 清凉寺山門(京都市)



④ 玉鳳院方丈・昭堂(京都市)



⑤ 玉鳳院祥雲院殿靈屋(京都市)



⑥ 微笑庵昭堂(京都市)

- ① 宋伝来の釈迦如来立像(国宝)で有名な寺院で、本堂は元禄14年(1701)に再建された大規模建築。近世浄土宗本山本堂の代表例の一つである。
- ② 本堂と同時期の建物で、江戸で造作し、廻船で運んで現地で組立てたという珍しい建立経過をもつ多宝塔である。上層の尾垂木を竜頭彫刻としている点が見所である。
- ③ 天明3年(1783)に建てられた二重門で、江戸後期の典型的な形式と細部意匠をもつ。
- ④ 玉鳳院は、妙心寺の開基花園法皇を祀る別格の塔頭で、方丈を中心に庫裏、祥雲院殿靈屋、唐門、鐘楼が所在する。方丈は、明暦2年(1656)に建立され、花園法皇木像を安置する昭堂を奥にもつ六間取の禅宗方丈建築。
- ⑤ 豊臣秀吉の長子棄君の木像と卵塔を祀る墓廟で、天正19年(1591)の建立になる。小規模ながら禅宗様を基調とするむだのない建築構成を有する。
- ⑥ 妙心寺の開山関山慧玄を祀る建物で、玉鳳院と敷地続きに建つ。明暦2年(1656)に開山堂(室町初期、重文)の背面に建てられ、開山堂と巧みに一本化を計っている。

①	②
③	④
⑤	⑥

- ①寛永19年（1642）に建てられ、京都近辺の日蓮宗寺院本堂としては寶塔寺本堂についで古い。平面は、日蓮宗本堂に共通のもので、住宅風の簡素な構成をもつのが特徴。
- ②名称は本堂であるが、外観二重の開山堂よりも小規模な建築。正徳4年（1714）建立。
- ③小柄な一間社流造の建物であるが、均一のとれたあっさりとした造りをもち、永正6年（1509）に建立の創建部材がよく残っている年代の確かな中世の神社本殿建築遺構として貴重。
- ④府北部地域に残る数少ない中世の本殿遺構の中で五間社の建物として唯一例であり、永禄9年（1566）の建立となる部材が残り、保守的な形式技法を踏襲し、さわめて価値が高い。
- ⑤⑥明和3年（1766）の建立になる本殿は、全国的にみてもあまり類例がないとみられる装飾的手法が認められ、寛政8年（1796）の拝殿と共に江戸期に発達した技巧を用いて、彫り物を飾り華やいだ建物となる。本殿においては規模も大きく、その代表的な作例である。

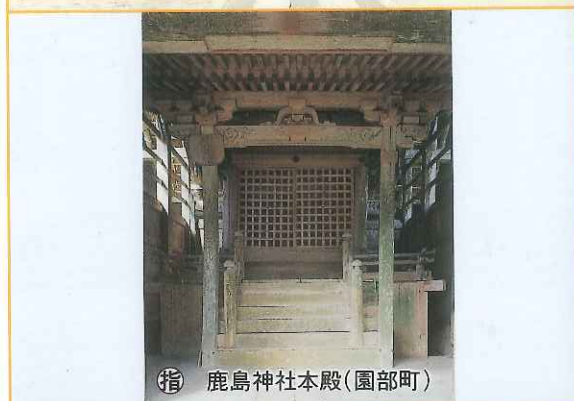
①	②
③	④
⑤	⑥



① 南真経寺開山堂(向日市)



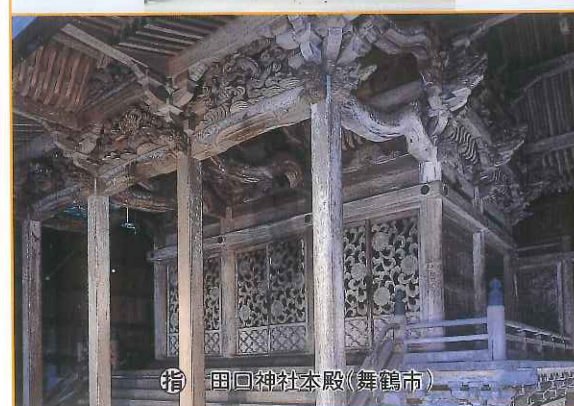
② 南真経寺本堂(向日市)



③ 鹿島神社本殿(園部町)



④ 篠田神社本殿(綾部市)



⑤ 田口神社本殿(舞鶴市)



⑥ 田口神社拝殿(舞鶴市)



① 須田家住宅(向日市)



② 良正院鎮守堂(京都市)



③ 平井神社本殿(城陽市)



④ 平井神社末社若宮八幡社本殿(城陽市)



⑤ 白山神社摂社春日神社本殿(加茂町)



⑥ 住吉神社本殿(八木町)

①旧向日町の中心部、愛宕道と丹波道そして西国街道が会する位置に所在し、もと醤油の製造販売を営んでいた。延享元年（1744）頃に古い部分が建てられたと推定される。

②本堂と表門が重文指定を受けている知恩院塔頭の鎮守で、浄土宗塔頭寺院における数少ない本格的つくりの鎮守堂の遺構として貴重である。江戸中期建立。

③④正保2年（1645）の建立になる本殿と同時期と見られる末社は、細部に桃山時代風の気分をもつ意匠を用いており、本殿の墓股上の実肘木などは、慶長年間豊臣氏の造営建物に見られる繰形を用いるなど、桃山時代の古様を受け継がれた建物として注目される。（鳥居も登録）

⑤本殿（1442頃、重文）に並立する同型同大の春日造の社殿で、創建時の姿は不明な部分が多いが、資料的価値の高い建物である。

⑥永禄10年（1567）頃に再建された一間社流造の建物で、墓股や木鼻に彫られている若葉の彫物に、大工の個性的表現が表れた装飾をもつ室町時代末期の貴重な建物。

①	②
③	④
⑤	⑥



阿須々岐神社本殿(綾部市)



阿須々岐神社本殿(綾部市)

①②享保6年(1721)の建立になる大型の一
間社流造の建物で、装飾も少なく古様を示
す繰形や渦絵様をもち、全体に古めかしい
構成にて造られている点が注目される。



③元禄14年(1701)に建立され、直線的な鋭
い板葺屋根に特色をもつ一間社は、古い形
をよく伝えており、簡素な造りとなり資料
的価値の高い貴重な遺構。



阿須々岐神社摂社大川神社本殿(綾部市)

附 指 定

京都府庁旧本館(58. 4. 15府指定)の創建当初(明治37年)から、その中で使われていた
家具類のうち、4点を附^{ついたり}として指定しました。わが国における家具の史料としても大切なも
のです。



書 棚



事 務 机



卓 子



飾 棚



④ 紙本著色狛秀綱像(西福寺・山城町)



⑤ 木造薬師如来坐像(妙光寺・宇治市)



⑥ 懸 仏(如来院・大江町)



⑦ 懸 仏(熊野神社・大江町)

＝美術工芸品＝

- ①画像の上に記された賛文には、天正12年(1584)という年号と、「常雲禪定門」という像主の法名がみえる。この人物は西福寺にのこる位牌に照らして、狛野庄を本拠としていた山城国人狛氏一族、狛秀綱であることが知られる。国人クラスの武将の肖像画として希な作例であるのみならず、製作年代が推定できる点でも、基準作に準ずる貴重な桃山時代の肖像画資料である。(絵画)
- ②妙光寺の末寺で、明治時代初期に廃寺となった勝福寺から移安された仏像である。ヒノキ材の寄木造で、眼には水晶製の玉眼を嵌めている。写真的な作風をもとにしながら、身体のヴォリュームは控えめになり、衣の襷も浅く条線的にあらわされるなど、運慶を継いで、その作風を簡明に整理洗練し、温和にまとめあげた湛慶の作風をうかがわせる慶派仏師による京都風の優れた像である。(彫刻)
- ③如来院にのこる6面の懸仏には、それぞれ裏面に応永10年(1403)の銘文が記されており、一具として製作されたものであることが知られる。懸仏は、平安時代に本地垂迹説にともない、神鏡に本地仏を刻んだことなどから発展したと考えられている。如来院の懸仏は、像そのものが鏡板に比べて小さくなり、周囲の装飾が華やかになるなど、室町時代の懸仏の特色がよくあらわれている。(工芸品)
- ④熊野神社には、像を失って鏡板のみをのこすものも含めて32面の懸仏と、鏡板を失った像が1躯のこっている。技法も、尊像の種類もヴァリエーションに富んでおり、時代的にも平安時代後期から室町時代までの永きにわたっている。これだけの懸仏が1カ所にまとまっていることは、当地における盛んな熊野信仰のようすを知るうえでも貴重な資料となるものである。(工芸品)

①	②
③	④

①高麗・李朝に製作された装飾経は華麗な見返し絵とていねいな筆づかいが特色で、日本にも多く伝わっている。この法華経はその中でも至元31年（1294）の製作年代が明らかで、しかも全巻が揃っているという点で貴重である。写真は見返し絵。あわせて指定した鳳凰文沈金経箱も中国・元時代のものでいずれも渡来品として価値が高い。（典籍）

①	②
③	④

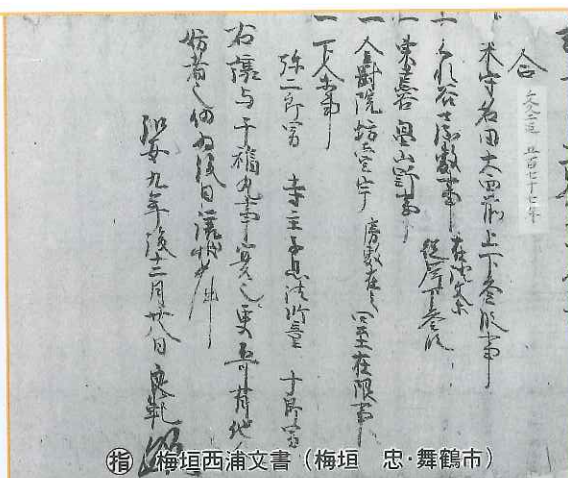
②鎌倉時代から室町時代にかけて丹後国志楽庄（現在の舞鶴市東部地区）の有力者であった西浦氏が伝えた古文書。当時の土地の所有、売買、譲渡に関する証文や領主であった西大寺から出された年貢の請取状などが中心で、地元に残された中世の史料としては府内でも稀なものである。写真は弘安9年（1286）に金剛院の僧が財産を譲る際に作成した文書。（古文書）

③綴喜郡東河原村（現在の田辺町東）の大徳寺が所蔵する古文書。室町時代後期以来の寺と村落の結び付きを物語る史料がまとまっている。中世末の文書6点を含んでおり、中世文書の少ない南山城地方では貴重である。写真は太永5年（1525）の土地台帳。（古文書）

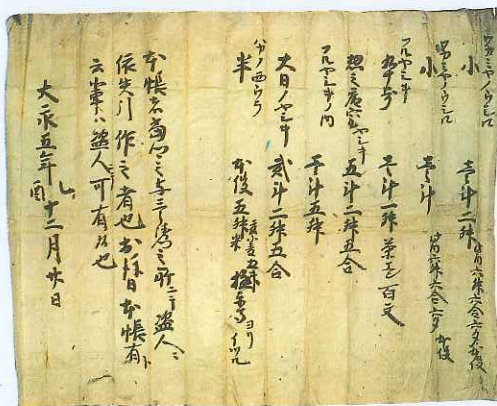
④相楽郡田山村の鎮守であった諏訪神社の宮座が中世から永く伝えてきた古文書。室町時代後期の村のなりたちや習俗がうかがわれる。宮座に関する史料としても新発見のものである。写真は神社の建て替えの際上演された猿楽の棧敷の配置について記した江戸時代初頭の文書。（古文書）



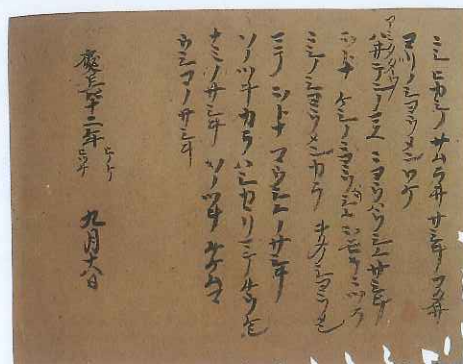
① 紺紙銀字法華経(宝積寺・大山崎町)



② 梅垣西浦文書(梅垣 忠・舞鶴市)



③ 大徳寺文書(大徳寺・田辺町)



④ 宮本座文書(宮本座・南山城村)



㊦ カジャ古墳出土品(峰山町)



㊦ 旅籠松屋関係資料(中川恵正・城陽市)

①峰山町の中心部にあった古墳時代前期の円墳から出土した銅鏡・玉類・石製腕飾類・鉄製品などの一括遺物。墳丘には縦穴式石室など四つの埋葬施設があり、うち三つから遺物が発見された。石製腕飾類は石 釧・車輪石・^{いしくしろ} 鉞形石の三種類がそろっており、丹後では現在のところ唯一の発見例である。写真は鉞形石。(考古資料)

① ②

②京都と奈良を結ぶ街道沿いの宿場・長池（現在の城陽市長池）にあった旅籠・松屋に伝わった道具類や古文書などの資料。江戸時代の伊勢参りの講が旅行する際目当てのため旅籠の軒先に懸けた看板や講のメンバーであることを確認するための印鑑札、講の名前や文様のはいった杯など昔の旅の雰囲気を伝えてくれる。(歴史資料)

＝無形民俗文化財＝

① 8月24日夜、牧山の観音堂前の広場で行われるウラ盆の行事。大松明、添松明、小松明の3種の松明を燃やす火祭りだが、株（同族組織）を背景とする特異な伝承で、注目される。

① ②

②高さ16メートルに及ぶ長大な柱状の松明に、小松明を投げ上げ、着火炎上させる火祭り。愛宕信仰とつながる柱松行事が雨乞と習合し、氏神の祭礼行事となったものである。8月14日夜に行われる。



㊦ 牧山の松明行事(目吉町)



㊦ 城屋の揚松明(舞鶴市)

①氏子地区から出る4基の曳山、4基の囃子屋台が参道を練る質見八幡神社の祭礼行事。山に練物の囃子が結びついた形態に特色のある京都唯一の貴重な伝承である。毎年10月の第2日曜日にされる。

②三河内祭と呼ばれる倭文神社の祭礼行事で、4月25日にされる。町内から出る4基の山が中心になって大がかりな巡行をくりひろげる丹後有数の曳山行事であり、その曳山は、この地方の典型的なものとして、資料的価値が高い。

③後野の町々から出る4基の山屋台や子供の太鼓台も加わる大がかりな曳山行事である。山屋台は、ダシと呼ぶ祭神をのせるのが、歌舞伎を演じた芸屋台であり、この地方を代表する貴重な伝承の一つである。4月25日の愛宕神社の祭礼にされる。

④10才から14才の男子を構成員とする子供組による盆行事。竹と藁で大型の舟を作り、村中のお精霊を集め乗せて海の彼方へ送るというものである。8月13日から15日にかけてされるが、その間、相撲をとり、海水で塩を作るなど興味ある行事をくりひろげる。精霊船の行事は、各地にされるが、子供組がとりしきるのは、府内ではここだけであり、資料的価値の高い伝承である。

⑤銭司の氏神・春日神社の10月7日の祭礼芸能。王の舞・獅子・田楽を基本構成とする中世的な祭礼芸能を窺わせるもので、宮座の制で伝えられており、資料的価値が高い。

	②
①	④
③	⑤



② 三河内の曳山行事(野田川町)



① 質見の曳山行事(瑞穂町)



④ 小橋の精霊船行事(舞鶴市)



③ 後野の屋台行事(加悦町)



⑤ 銭司の獅子舞・田楽・相撲(加茂町)



④ 阿須々岐神社の祭礼芸能(綾部市)



④ 阿須々岐神社の祭礼芸能(綾部市)

①②阿須々岐神社の祭礼に行われる芸能。能・狂言・振物・花の踊と多彩だが、氏子4地区が分担して伝承し、5年目ごとに当たる祭礼当番の年に、それぞれの持芸を奉納する。毎年行われる百射の神事とあいまって、中世から近世への祭礼芸能の流れを考えさせる貴重な伝承である。

① ②
③

③神崎の氏神・湊十二神社の祭礼芸能。立て並べた4個の太太鼓を芸打ちする太鼓の拍子で踊る風流踊で、踊子が手にする扇のひらめきが印象的でこの名がある。丹後に広く分布する笹ばやしの一つであるが、この形態のものは例が少なく貴重である。



④ 神崎の扇踊(舞鶴市)

＝史跡・名勝・天然記念物＝



⑤ 坊田古墳群(八木町)

八木町字柴山小字坊田^{ぼうでん}に所在。丹波地方南部における後期古墳群の好例。現在5基の古墳が残っており、1号墳が方墳であるほか、他の4基はすべて円墳。5基とも内部主体は、横穴式石室で、7世紀前半ごろの築造。写真は、府立丹波養護学校内に保存されている5号墳。(史跡)



(指) 白米山古墳(加悦町)



(指) 楊谷寺庭園(長岡京市)



(指) 称名寺のニホシナシ(宇治市)



(指) 地藏院のシダレザクラ(井手町)

- ①加悦町字後野小字白米山^{しらげやま}に所在。全長約92m、前方部を北に向けた、二段築成の大型前方後円墳。規模は、前方部幅約28m、高さ約8m、後円部直径約58m、高さ約8mであり、4世紀後半の築造。丹後、丹波地方の古代豪族の勢力や府内の古墳文化を知る上で、極めて重要な古墳。(史跡)
- ②長岡京市浄土谷堂ノ谷^{ようこくじ}に所在。浄土宗西山派楊谷寺、通称柳谷観音の書院北側に位置する池庭。西方から迫る急峻な山腹に築いた枯滝石組を中心として、十三仏を象徴した立石を各所に据えている。池中の飛石から中島、石橋さらに対岸へと続く小径により景観に奥行きを持たせた手法は、類型化した江戸後期の庭園の中できわだつ個性を示す。(名勝)
- ③宇治市東笠取谷ノ奥に所在。樹高約15m、胸高幹周1.83mの古木。4月末から5月初旬に白い花を咲かせ、11月には径約8cmほどの褐色の果実を結ぶ。野生原種であるヤマナシから改良された品種の古型として興味深い。(天然記念物)
- ④綴喜郡井手町井手に所在。樹高約10m、胸高幹周2.4mの老樹。地藏院の口伝によるとこの桜は享保年間に植えられたもので、昭和22年に枯れた円山公園の先代のシダレザクラと母樹を同じくする木であるという。(天然記念物)

①	②
③	④

文化財環境保全地区の決定＝文化財を環境とあわせて守る＝

府指定・登録の有形文化財又は記念物について、その保存のため必要がある場合には、一定の区域を、所有者の同意を得て、文化財環境保全地区とします。これは、個々の文化財を「点」として保存する従来の保護制度を一步すすめて、文化財をとりまく環境と共に「面」として保存しようという他府県に例のない新しい制度です。

これまでに、文化財環境保全地区として、地域の守護神や神仏をまつり、建造物や祭礼・芸能等が守り伝えられてきた文化財の社域（38地区）、府南部の加茂町当尾地区に残る磨崖仏周辺（1地区4ヶ所）の合計39地区を決定しましたが、今回新たに5地区（社域）を決定し、合計44地区の環境を将来にわたり保存と活用に努めるものです。



平井神社文化財環境保全地区(城陽市)



白山神社文化財環境保全地区(加茂町)



住吉神社文化財環境保全地区(八木町)



阿須々岐神社文化財環境保全地区(綾部市)



田口神社文化財環境保全地区(舞鶴市)

京都府指定・登録文化財等地域別件数

(昭和62年6月3日現在)

地域	種別 区分	有形文化財									無形文化財	民俗文化財		史跡 名勝	天然 記念物	文化財 環境保 全地区 (決定)	選定 技術 (選定)	保持 団体 (認定)	合 計		
		建造物	美術			工 藝			芸 品			有 形	無 形						指 定 登 録	指 定 登 録	
			絵 画	彫 刻	工芸品	書 典、 跡 籍	古文書	考 古	古 料	歴 資											史 料
京都市内	指定	16	3	3	7		1	1		15				1	1				33	7 40	
	登録	6		1		1				1								7			
乙 訓	指定	2		1		1				2			1	1	1				3	3 10	
	登録	3																3			
山 城	指定	5	1	7	5		2			15			3	3	1	4			31	39 94	
	登録	24	1	5			2		1	9			5			1	24	39			
北 桑 田	指定	2		1					1	2			1	2					7	1 10	
	登録												1			2		1			
南 丹	指定	2	1	2			1	1		5			4	1	2	1			15	18 41	
	登録	10			4					4			4			8		18			
中 丹	指定	6	4			1	3			8	1	1	1	1		1			19	24 51	
	登録	7		3	2		1			6			11			7	1	24			
与 瀬	指定	2	4		1					5			3	2	4	2			18	7 26	
	登録	2			1					1		1	3			1		7			
丹 後	指定	2	1	1	2					4			3	3	1				13	14 39	
	登録	2	5					1		6			6			2		14			
合 計	指定	37	14	15	15	2	7	3		56	1	1	16	14	10	8			143	(※5)118	
	登録	54	6	9	7		3	1	1	27		1	30		(※5) 6			(※5)118			
		91	20	24	22	2	10	4	1	83	1	2	46	14	10	(※5)14	44	1	(※5)306		

◎天然記念物の※印は「地域を定めず」

市町村の文化財保護条例に基づく文化財指定等の件数一覧

(昭和62年6月1日現在)

種 別 市町村名	有 形 文 化 財											無 形 文化財	民俗文化財		史 跡	名 勝	天 然 記念物	文化財 環境保 全地区	合 計	文化財保 護 条 例 制定年月
	建造物	美 術				工 芸 品				無形 文化財	有 形		無 形							
		絵 画	彫 刻	工芸品	書跡・典籍	古文書	考古資料	歴史資料	計											
京 都 市	04 58	(3) 22	(4) 28			29 25	(0) 2	(0) 2	32 79		(1) 2	38 39	00 14	(1) 14	(6) 23	7	(102)236	56.10		
向 日 市			2	2					4								4	59.9		
長 岡 京 市				5			1	3	9						3		12	50.7		
大 山 崎 町																	—	60.4		
宇 治 市			3	15		2		3	23	1							24	44.4		
城 陽 市							1		1		2		1				4	61.4		
八 幡 市			1	1				1	3								3	60.4		
田 辺 町												2					2	50.3		
宇治田原町	6			8		1		1	10		1		1	1			19	48.10		
山 城 町					1			8	1	10				3	3		16	47.9		
木 津 町								1	1								1	60.10		
加 茂 町																	—	61.4		
南山城村																	—	51.12		
京 北 町			1	9	6	1			17								17	53.10		
亀 岡 市	3	4	16	5	2	2	1		30		1		2		1		37	43.12		
園 部 町				4					4								4	44.3		
八 木 町	4			4					4								8	59.3		
丹 波 町																	—	62.4		
日 吉 町	5			17	8	2			27				1				33	51.4		
端 徳 町																	—	60.3		
和 知 町			1						1			1			2		4	53.12		
綾 部 市	4	3	11	3	2	7			26			2	1				33	40.4		
福 知 山 市	3	7	14	1	6	3			31			9	1		3		47	38.6		
舞 鶴 市	3	6	13	9	3	1	1	2	32			5	1		6		47	38.10		
夜 久 野 町																	—	47.8		
三 和 町																	—	59.12		
大 江 町			9	6	2	4			21	1			4				26	48.4		
宮 津 市	3	2	6	2	3	2	1		16		4	1		1	2		27	58.12		
加 悦 町	2	3	9	2				1	15					3			20	39.7		
岩 滝 町				1					1			1			1		3	40.7		
伊 根 町	1										1	6					8	60.6		
野 田 川 町																	—	59.7		
峰 山 町			7	1	2		1		11			2	1				14	52.3		
大 宮 町	1	5	2	2					9			1	3				14	58.3		
網 野 町	1		1	1	1			1	4				3	2	1		11	46.6		
丹 後 町		2	2	1				1	6				3		2		11	55.3		
弥 栄 町					2			2	4								4	48.3		
久 美 浜 町	1			4	1				5				1				7	53.3		
郡 部 計	37	56	150	49	24	18	25	3	325	2	9	30	29	7	21		460			
合 計	04 95	(3) 78	(4) 178	(0) 49	(0) 24	29 43	(0) 27	(0) 5	325 404	(0) 2	(1) 11	38 69	00 43	(1) 21	(6) 44	7	(102)696	38/44		

* () 内は登録件数であり、内数である。

*文化財環境保全地区(決定)は、指定件数に含めた。

文化財保護No 5 守り育てようみんなの文化財

—第 5 回 京都府指定・登録文化財等の紹介—

発 行

京都府教育委員会

京都市上京区下立売通新町西入ル

編集責任者

京都府教育庁指導部文化財保護課長 堤 圭三郎

TEL.(075)451-8111 (内線 2880)